

いじめ防止基本方針

- 第1章 いじめ防止基本対策の基本的な考え方
- 第2章 子どもの権利条例理念を踏まえた取組
- 第3章 いじめの未然防止～具体的な取組
- 第4章 早期発見と対応について
- 第5章 いじめ防止のための組織
- 第6章 いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応

平成27年8月 策定

平成30年5月一部修正

令和5年4月一部修正

札幌市立清田緑小学校

第1章 いじめ防止基本対策の基本的な考え方

1 基本理念 ～「子どもの権利条例」を踏まえて～

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。また、「子ども権利条例」により、子どもにとって大切な権利を定め、いじめの防止を含め、広く子どもの権利を保障し、子どもの権利の侵害からの救済などの施策を推進する。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認した時は、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

2 いじめの定義及び基本的理解

(1) いじめ防止等のための基本的な方針

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。

（平成25年10月11日文科科学大臣決定）による

(2) 具体的な様態

- ・ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・PCや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

(3) いじめの理解

いじめはどの学校でも起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が被害に遭ったり、ときには関わったりすることがある。また、これらを何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と共に、生命または身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序や閉鎖性など）や「観衆」としてはやしたてたりおもしろがったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

第2章 子どもの権利条例理念を踏まえた取組

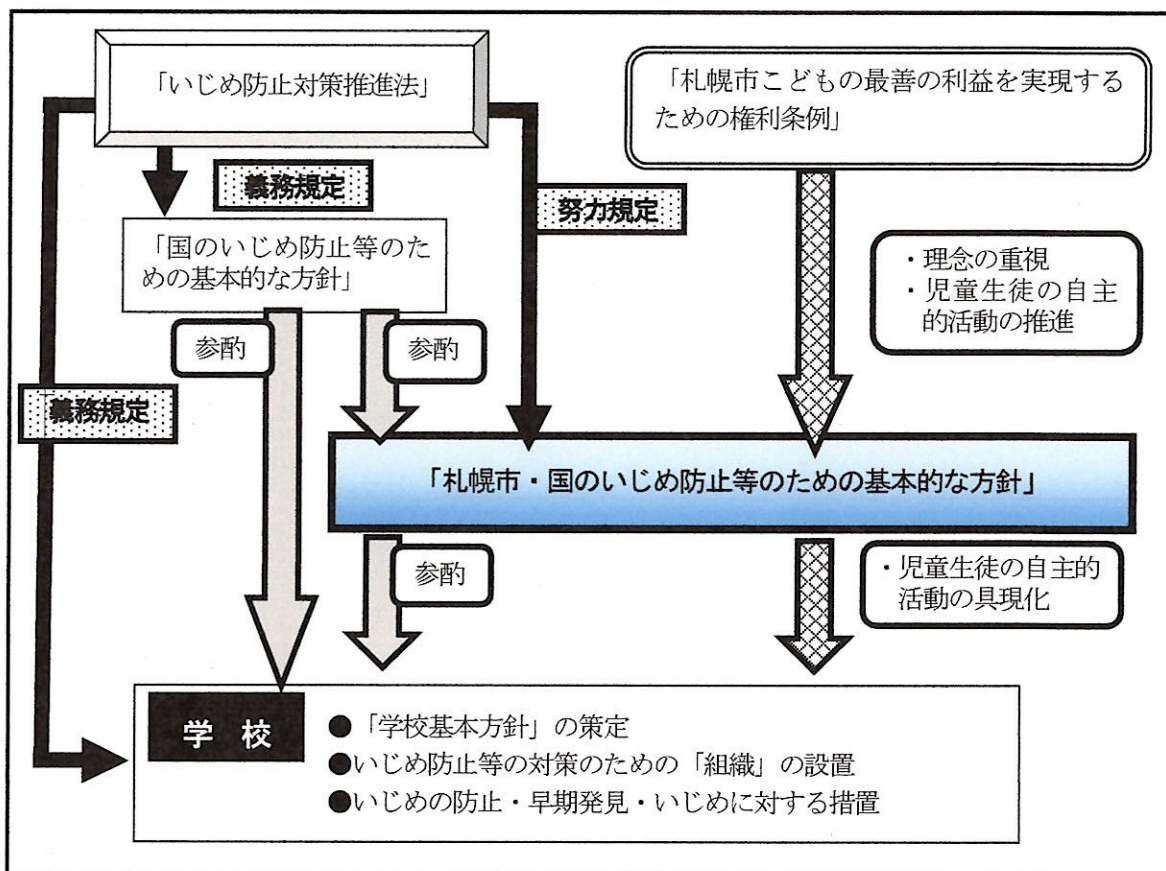
1 子どもの意見表明権を重視した主体的な取組

子ども一人一人がいじめの問題について考え、全員が意見を述べ合い、児童会活動等における子どもが主体的にいじめをなくす活動等に取り組む。

2 子どもが安心して生活できるようにするための取組

子どもに対し「いじめは絶対許さない」「いじめられている側に立って考える」という姿勢のもと、挨拶や授業中の発表、聞き方や話し合いのルールなど学級における言語環境や規律、子ども同士の間関係の在り方について、子どもの発達段階に応じて適切に指導する。

また、子どもがいじめについて自ら考える機会を設けるなどして、学校側のいじめに対する姿勢を子どもに明確に伝えるとともに、子どもが安心して生活できる環境づくりを行う。



※「札幌市基本方針」策定の位置付けより

第3章 いじめの未然防止～本校の具体的な取組

1 「いじめ」について共通認識のもと指導にあたる

(1) 何がいじめなのか

子どもの発達段階に応じて、低学年時から「してはいけないこと」を具体的に意識付ける。些細なことからは始まって、しつこく繰り返す、みんなで行うことが深刻な精神的危害になるという認識を共有する。

(2) いじめられている子どもの気持ちを考える

道徳や学級活動の時間等において、いじめられている側の気持ちを理解できるようにする。いじめを許さない風土や誰かに相談する大切さを共有する。

(3) いじめる子どもの指導、支援をきめ細かく行う

なぜいじめてしまうのかという視点で、当該の子どもや保護者、周辺の教職員や子どもから話を聴く必要がある。いじめの再発防止のためにスクールカウンセラーなどの専門家の助言を参考にして、個に応じた指導をする。

2 本校の具体的な取組

(1) 楽しく分かる授業を行う

- ・毎日の学習では、教師は「できる・分かる喜びや楽しさ」を実感できるように心掛け、子どもが様々な場面で関わり合いをもつことから互いを認め合う中で受け入れる風土を醸成する。
- ・道徳の時間を核とした教育課程全体で心の教育を推進する。

(2) 子ども理解に努める

- ・過去に起こったいじめの事案についても、翌年の学級担任に引き継ぐなど見守りを継続し、いじめの根絶を目指す。
- ・毎日の健康調べで、子どもの表情や様子から声を掛けるなどの手立てをとり、その子の「困り」を把握する。
- ・学年打合せ、担任外の打合せなどで定期的に子どもの変容について交流する。

(3) 規律ある落ち着いた生活をさせる

- ・生活の約束の徹底をする。※時間を守る（登校時刻、朝読書）、廊下階段の右側歩行
- ・外遊びを徹底し、身体を動かすだけでなく、心のリフレッシュをすることで活動にけじめをもたせる。
- ・挨拶など基本的な礼儀を身に付けさせる。
- ・子どもの主体的な活動を推進し、自己肯定感、自己有用感を育む。

(4) 良好な人間関係の育成に努める

- ・間違えた発言や言動を「馬鹿にする、嘲笑する」風潮を生まない学級経営をする。
※「あったか言葉」「ふわふわ言葉」を大切に！
- ・子どもの日常の会話や係、当番、委員会活動での関わり合いから「疎外」や「嫌悪感」がないか複数の職員が目で見守り、いじめの早期発見に努める。
- ・児童一人一人が認められ心が満たされる学校生活が送られるように関わる。
- ・異学年交流の時間を計画的に取り組ませ、他者と関わる力を伸ばし、思いやりの心を育てる。

(5) 明るく、豊かな学習環境づくりに努める

- ・学習環境の整備を推進する。（教室環境や廊下の掲示物の工夫）
- ・いじめ防止に向け、学級や児童会活動など子どもが自らの活動の充実を図る。

(6) 保護者、地域、関係機関との連携を深める

- ・ネットいじめの特徴を知り、子どもや保護者の注意喚起を行う。
- ・情報モラル教育を充実させる。
- ・保護者のいじめ防止への理解を深める。

第4章 早期発見と対応について

1 いじめの早期発見

- ① 職員がいじめを積極的に認知する。
 - ・児童が発する小さなサインにいち早く気付き、日常的な観察や声掛けを行う。
 - ・他の職員にその子の様子を伝え、複数の目で見守る。
 - ・朝の登校、健康観察、欠席日数検証等について、教職員全体で情報を共有する。
 - ・保護者との情報連携について検討し、信頼関係を築くとともに、今後の協力について依頼する。
- ② アンケートや教育相談の計画的な推進
 - ・アンケートや教育相談を計画的に実施し、定期的に子どもの様子を客観的に把握する。
 - ・教育相談について、スクールカウンセラーからの助言を参考にしながら子どもの心的負担を与えないようにする。

2 いじめへの早期対応

- ① 速やかに組織的に対応する。
- ② いじめを受けているとされる子どもや、いじめを知らせてきた子どもの安心・安全を確保する。
- ③ 速やかに関係する子どもの保護者と連携を図り、改善に向けて協力を求める。
- ④ 事実関係の確実な把握を行う。
- ⑤ 再発防止に向けた個別の指導及び保護者への対応をする。
- ⑥ 教育委員会への報告
- ⑦ いじめの解決に向けた集団への働きかけをする。
 - ・加害児童への指導
 - ・被害児童への指導
 - ・周りの児童への指導

3 警察との連携

児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(参考)

いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

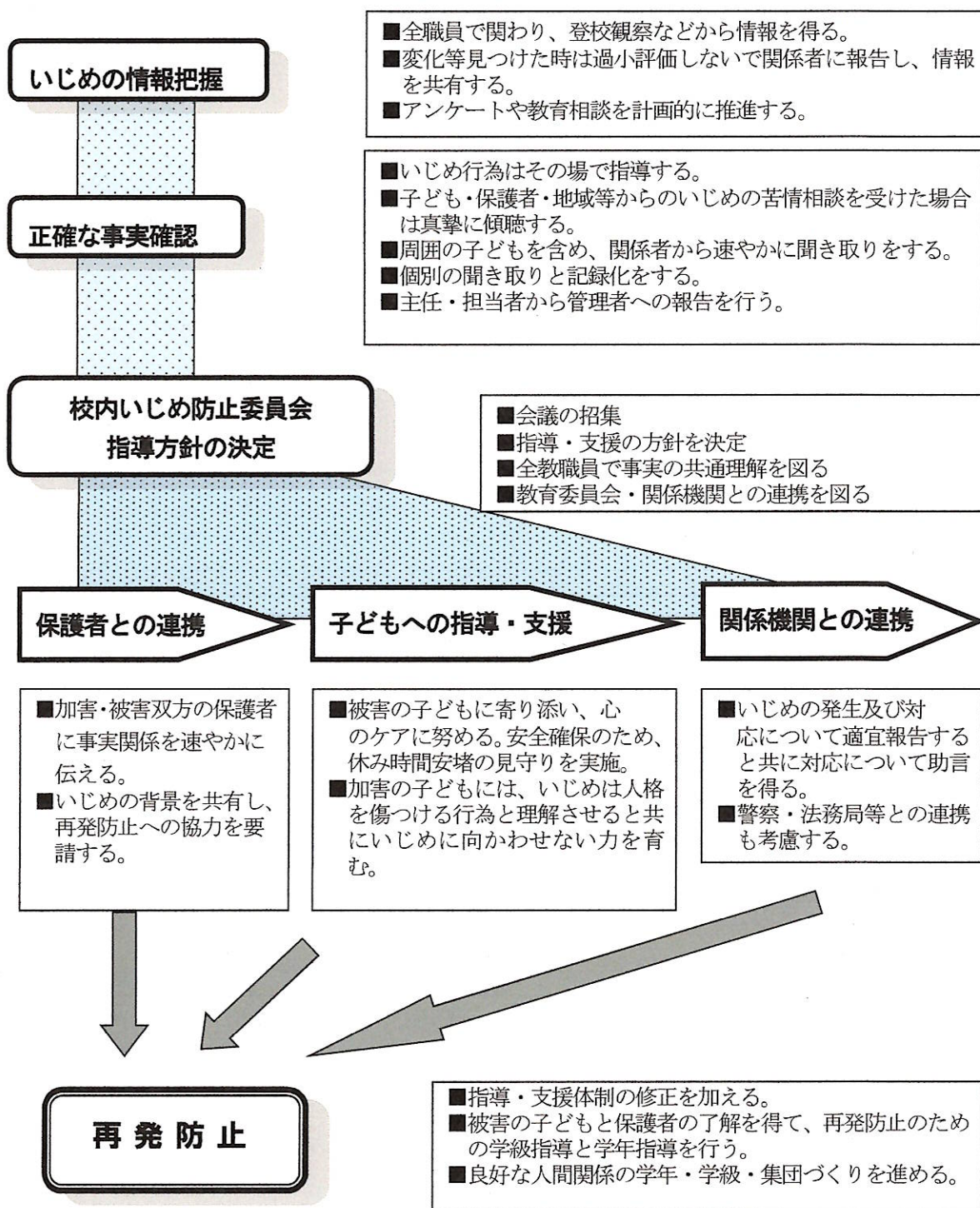
第5章 いじめ防止のための組織

<いじめ防止委員会>

- ① 構成員：校長、教頭、主幹教諭、担任外教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、養護教諭、(該当学年、担任)
- ② 内容
 - ・学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・いじめの未然防止
 - ・いじめの対応(含：緊急対応)
 - ・教職員の資質向上のための校内研修
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
 - ・具体的な年間計画の作成と実行、検証及び修正

第6章 いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応

本校における組織的ないじめ対応の流れ



本校における組織的ないじめ対応の流れ

学校

重大事態の発生

- ①児童の生命、新進または財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- ③児童等が保護者から、いじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったとき

教育委員会

重大事態発生への報告

調査①

※調査の目的は事実関係を明確にすること

※教育委員会により調査主体を判断する。

<p>学校</p> <p>弁護士等有識者を加えた調査組織による調査</p>	<p>ま た は</p>	<p>教育委員会</p> <p>教育委員会の附属機関による調査 (重大事態調査検討委員会)</p>
--	----------------------	--

※いじめを受けた児童生徒及び保護者に調査結果を報告し、希望があれば調査結果に意見書を添付して市長に報告する。

市長

重大事態発生への報告

調査結果の報告

※再調査の必要性を判断

再調査

調査② または 調査終了

※調査①の結果について調査する

子ども未来局

附属機関による調査等

再調査結果の報告

※いじめを受けた児童生徒保護者に調査結果を説明する。

再調査終了

議会

再調査結果の報告

※市長及び教育委員会は、当該重大事態発生と同時に種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる

「いじめ防止等の基本的な方針」より

【いじめ防止に関連する本校の年間の動き】

月	学校行事	市教委	学校	保護者・地域
4	1学期始業式 入学式	SC来校	入学受付・面接 参観懇談 教育相談	学校評議員会①
5	児童会任命式 運動会	幼保小連携会議① SC来校 特別支援教育巡回相談員 来校	校内学びの支援全体会① 子どもの育ち交流会①	小中連携実務者会 議
6	5年宿泊学習	SC来校	校内いじめアンケート調査	スクールゾーン実 行委員会① 小中連携グループ 会議①
7	水泳学習 6年修学旅行 1学期終業式 夏休み	SC来校	個人懇談 校内学びの支援全体会②	町内ラジオ体操 清田中央地区夏祭 り巡視
8	夏休み 2学期始業式	SC来校	中間評価	小中連携事業 (授業参観)
9	全校たてわり遠足 通知表配付	命の大切さを見つめ直す月間 幼保小連携会議② SC来校	土曜参観 子ども理解に関わる 研修会 校内学びの支援全体会③ 子どもの育ち交流会②	
10	土曜参観 輪っと集まれ緑ラ ンド	SC来校	校内学びの支援全体会④	
11	学習発表会	いじめに関する意識調査 SC来校 特別支援教育巡回相談員 来校	校内学びの支援全体会⑤	
12	2学期終業式 冬休み	SC来校	児童・保護者アンケート 個人懇談 校内学びの支援全体会	小中連携グループ 会議②
1	冬休み 3学期始業式 スキー学習	幼保小連携会議③ SC来校	年度末評価	小中連携事業 (授業参観)
2		SC来校	校内いじめアンケート調査 参観懇談	小中連携全体会
3	卒業式 通知表配付 修了式	SC来校	中学校引継ぎ 子どもの育ち交流会③ 教育相談 幼稚園引き継ぎ 学級担任引継ぎ	スクールゾーン実 行委員会② 学校評議員会②

警察と連携した「いじめ問題」への対応

札幌市教育委員会 令和5年(2023年)4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261条)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第202条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

[家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

- 清田緑小学校のいじめ問題に関する相談窓口は、山本 敦史教諭です。
また、担当者の他、学級担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。
- 学校は、いじめに関する相談は、全て「校内学びの支援委員会」で情報共有し、速やかに対応します。
連絡先011-883-3303(学校代表電話)

[参考]『学校いじめ防止基本方針』

URL:<https://www.kiyotamidori-e.sapporo-c.ed.jp/>

